

#### ◆議案内容①

定款の一部変更の件（イメージアップ対策室設置について）

#### ◆提案の内容①

イメージアップ対策室を新設し、定款にその役割と権限を明記する。

#### ◆提案の理由①

当社が資本業務提携をしたスルガ銀行は、シェアハウス事件及び中古アパマン事件という不動産融資における不正融資問題を起こし多数の巨額被害者を出し、金融庁から業務改善命令を受けており、5年半以上も解除されておらず、同行は問題の適切な対応をしていない。その為、当社は同行の不正融資問題に連動するリスクを負った。債務者の恨みや苦しみのこもった債権を持つ会社と資本業務提携することは、当社のイメージを傷つけている。この状況を打破するためには、イメージアップ対策を積極的に実施する必要がある。

そこで、当社の定款に「イメージアップ対策室」を新設し、その業務内容を以下のように定めることとする。

「永久不滅の株主優待制度」の開始。当社の株主に対して、株式保有期間に応じて、当社の商品やサービスを優待価格で提供する制度を導入する。これにより、株主のロイヤリティを高め、株式の安定保有を促進する。

## ◆議案内容②

定款の一部変更の件（不動産ファイナンス共同展開の一時停止について）

## ◆提案の内容②

スルガ銀行との不動産ファイナンス共同展開は、業務改善命令の解除まで一時停止する旨を定款に定める。

## ◆提案の理由②

当社が資本業務提携をしたスルガ銀行の問題を調査した第三者委員会調査報告書によると、不動産融資に際し、行員自らの手を汚すことなく不正行為を完成させるため、不動産業者に顧客の預金通帳の融資審査資料の改ざんを指示する等の不正行為を行っていたと記載されている。その偽造された融資審査資料を基に不正融資を行い、巨額の不良債権を発生させた。

当社はスルガ銀行との提携で、不動産ファイナンス共同展開をしているが、これは当社の信用やイメージを損なう。スルガ銀行の不正融資問題が解決されない限り、共同展開は社会的な批判を招く虞がある。そのため、業務改善命令の解除まで、共同展開を一時停止すべきである。また、定款にその条件と期限を明記することで、スルガ銀行に対して業務改善命令の早期達成を促し、結果として当社株主の利益を守ることができる。

当社は、住友グループの社是の「君子財を愛す、これを取るに道あり」に学ぶべきである。

### ◆議案内容③

定款の一部変更の件（スルガ銀行への不正融資問題解決の要請について）

### ◆提案の内容③

クレディセゾンはスルガ銀行に対し、一定期間内に不正融資問題を解決するように要請する。これを資本提携継続の必須条件とし、定款にその旨を明記する。

### ◆提案の理由③

当社が資本業務提携をしたスルガ銀行は、行員が不動産業者に「エビ15Mぐらいでお願いします」と預金通帳の偽装を依頼する等、不動産融資審査資料改ざんの不正行為に積極的に関与し、多くの不正融資被害者（平均2億円の被害額）を生むことになり、400名以上のアパルトマンション不正融資被害者が現在も苦しんでいる。

投資用不動産の不正融資問題で、スルガ銀行は金融庁から業務改善命令を受けているが、その対応は出来ていない。

当社はスルガ銀行との提携で、この問題の当事者とみなされ、当社の企業価値や信頼性に悪影響を及ぼすリスクが非常に高い。この問題が解決されない限り、提携は株主の利益に反することになる。

そのためスルガ銀行に対し、一定期間内に不正融資問題を解決するように要請することが必要である。この要請は、スルガ銀行に対して当社の意思を示すとともに、提携の継続性を担保するものである。定款にこの要請とその期限を明記する。

#### ◆議案内容④

取締役解任の件

#### ◆提案の内容④

以下の取締役を解任する。

取締役 加藤 広亮

#### ◆提案の理由④

当社が業務提携をしたスルガ銀行は、個人の投資及び事業用不動産の為の貸付けに際し、

【業者が複数の金融機関の通帳をエビデンスとして行員に送付。その際、「〇〇銀行以外は全て本物です」と連絡】といったように、行員と業者が結託して不正行為を行った結果、かぼちゃの馬車事件、アパートマンション不正融資問題を生み出すこととなり、自死や自己破産をする被害者も数多く発生した。

このような前代未聞の不正融資問題を起こしたスルガ銀行の代表取締役社長が加藤広亮氏であり、加藤氏はこの問題の解決への行動を実施出来ていない。当社は同行との資本業務提携で、この問題の当事者とみなされ、当社の価値や信頼性に悪影響を及ぼすリスクが非常に高い。

加藤氏は当社の取締役として、当社の利益を守る義務があるが、その義務を果たしていないどころか、悪影響を及ぼす虞がある。そのため、加藤氏を解任することで、当社とその株主の利益を守るべきである。

#### ◆議案内容⑤

定款の一部変更（取締役の通算在任年数上限設定について）

#### ◆提案の内容⑤

取締役の通算在任年数を20年とし、それを超える場合は退任することを定款に定める。

#### ◆提案の理由⑤

取締役の長期在任は、組織の変革やイノベーションを妨げ、利益相反や権力の濫用などのリスクを高めるものである。

特に資本業務提携をしたスルガ銀行は、岡野創業家一族の長期政権により、社員が岡野一族に無条件に服従する企業体質となり、現場の意見を聞かずに執行会議、取締役会決議で設定した過度な営業目標を達成する為に、組織内ではパワハラで「数字ができないなら、ビルから飛び降りろ」などの恫喝が当たり前のように発生し、不正が行われるようになった。

このように経営が大きく歪むのは、長期政権による独裁が原因である。そのため、取締役の通算在任年数に上限を設けることで、組織の健全性と透明性を向上させることを提案する。

また、定款にこの上限を明記することで、取締役の責任と任期を明確にすることができる。

定款の改正により、当社は持続的な成長を目指すとともに、株主の利益を守ることができる。

#### ◆議案内容⑥

取締役の解任の件

#### ◆提案の内容⑥

以下の取締役を解任する。

代表取締役会長CEO 林野 宏

代表取締役（兼）社長執行役員COO 水野 克己

#### ◆提案の理由⑥

林野宏氏および水野克己氏は、スルガ銀行との資本業務提携を決定し、当社の正しい成長戦略に反して当社のブランドイメージや信用力を大きく損ねている。

スルガ銀行の不良債権の引当金が十分だとして提携を決断したと報じられているが、引当金の問題ではなく会社の品格、進むべき方向の問題である。利用者の役に立ち、感謝される会社になるべきだが、スルガ銀行との提携はその反対である。

・「クレディセゾン保証付住宅ローン」の取扱いを開始した西武信用金庫は、投資用不動産への不適切融資で144人もの懲戒処分者を出した。

・同ローンを取り扱っている桐生信用金庫は、顧客預金等から4,800万円を横領した支店長が懲戒解雇された。

上記事例や、セゾン投信の中野晴啓氏の解任等当社の経営戦略における重大な過ちによって、企業価値や株主価値を低下させている。当社の将来および株主利益を守るため、長期政権の弊害である両氏の解任が不可欠である。

#### ◆議案内容⑦

定款の一部変更の件（資本業務提携に関する情報開示と検証について）

#### ◆提案の内容⑦

情報開示室を新設し、資本業務提携に関する情報を株主に開示する旨を定款に定める。

#### ◆提案の理由⑦

当社は、スルガ銀行との業務資本提携を決議し、その株式を155億円で取得した。

しかし、その決議の経緯やデューデリジェンスの結果は、株主に対して公開されておらず、各取締役の賛否も不明である。これは、株主の知る権利や意思決定の機会を奪うものであり、当社のコーポレートガバナンスの水準を低下させるものである。

特にスルガ銀行は、日銀考査において虚偽の情報を提供していたことが、2019年10月11日に日本銀行から公表されており、社内ガバナンスやコンプライアンスに深刻な欠陥がある。日本銀行にも虚偽報告をするスルガ銀行が、当社に提供したデューデリジェンスのための情報に虚偽報告が一切無いとは言い切れない。金融庁からの業務改善命令が解除されていないため、この提携の効果やリスクは株主に開示すべきである。

そこで、情報開示室を新設し、資本業務提携に関する情報を株主に開示する旨を定款に定めることとする。

#### ◆議案内容⑧

定款の一部変更の件（資本業務提携企業管理監督室設置について）

#### ◆提案の内容⑧

「資本業務提携企業管理監督室」を新設し、資本提携企業の業務改善命令の履行を監督する旨を定款に定める。また、監査役会に専任監査役を任命し、監査役会の機能を明確化する旨を定款に定める。

#### ◆提案の理由⑧

資本業務提携をしたスルガ銀行はコンプライアンスの意識がなく、あまりにも多数の不正、不当行為があり、審査部においても不正を容認していたとされており、組織的な問題がある。この問題は、当社のブランドイメージや信用力に悪影響を与えている。この状況を打破するためには、以下の二点が不可欠である。

- ・「資本業務提携企業管理監督室」を新設し、スルガ銀行の業務改善計画の進捗状況を報告し、改善策を提言する。これにより、スルガ銀行の問題解決と提携戦略の見直しに寄与する。

- ・監査役会の機能を明確化する。当社は、金融機関との提携だけでなく、他の事業分野においても多くの関連会社や持分法適用会社を抱えている。これらの会社の適正な監査を行うためには、監査役会の機能を強化する必要がある。そこで、定款に定める監査役会に、各会社の業務内容やリスク状況に精通した専任監査役を任命し、監査役会の意思決定を支援する。



#### ◆議案内容⑨

定款の一部変更（デモ対策室の設置について）

#### ◆提案の内容⑨

デモ対策室を設置し、定款にその役割と権限を明記する。

#### ◆提案の理由⑨

資本業務提携をしたスルガ銀行は不正融資問題で多くの被害者を出したにもかかわらず、金融庁に対しては被害者に「真摯な対応」を行う旨を報告している。一方、スルガ銀行の不正・改ざんを指摘する被害者に対しては「真摯な態度」ではなく「毅然とした態度（戦闘的態度を意味する）」で臨むよう、当時の社長の嵯峨行介氏より社内徹底されている異常な企業である。その為、当社はスルガ銀行との提携で、不正融資問題の当事者とみなされ、抗議デモにさらされている。具体的には当社本社がある池袋のサンシャイン60付近や、関西ユビキタスで抗議デモが続いている。これは当社の信用やイメージを大きく損ねるだけでなく、社員のモチベーションを下げる。これを解決するためには、スルガ銀行に対して業務改善命令の履行を促し、抗議デモを行う団体との対話を進める必要がある。そのために、デモ対策室を設置し、定款にその役割と権限を明記することが必要である。

#### ◆議案内容⑩

定款の一部変更の件（役員報酬の個別開示について）

#### ◆提案の内容⑩

取締役及び執行役員の報酬・賞与その他職務遂行の対価として当社から受ける財務上の利益は個別開示をする旨を定款に定める。

#### ◆提案の理由⑩

役員報酬の個別開示は、株主にとって役員の実績と報酬の妥当性を評価する上で不可欠である。この開示により、株主は会社経営に対する役員の貢献度を明確に把握し、報酬の適正さを判断することができる。また、役員に対しては、その業績が正当に評価される機会を提供し、モチベーションの向上に繋がる。これは、会社の透明性を高め、株主価値の最大化に寄与すると同時に、役員の実績と報酬の関係を明確にする事になる。個別開示が実施されれば、役員の実績と報酬との関係性が明らかになり、株主としてはより効果的な監督が可能となる。結果として、会社の持続的な成長と発展に資すると考えられる。この提案は、株主と会社双方にメリットをもたらすものである。